

地域を支える小規模事業者への経営支援 ～商工会・商工会議所における「伴走型支援」の事例～

2019年5月27日
経済産業省北海道経済産業局

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

担当：保苺、佐々木、伏見、長村

電話：011-709-2311（内2576）

FAX：011-709-2566

E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

中小企業強靱化法案（中小企業等経営強化法等の改正）

- 小規模事業者支援法の改正を含む「中小企業強靱化法案」を現在開会中の通常国会に提出中。
- 本法律改正によって、商工会・商工会議所と自治体との連携強化を図る。

法案の趣旨

自然災害の頻発化や経営者の高齢化によって、多くの中小企業は、事業活動の継続が危ぶまれています。こうした状況を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業承継を促進するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」(中小企業強靱化法案)により必要な措置を講じます。

法案の概要

1. 中小企業・小規模事業者の事業継続力の強化

(1) 事業継続力強化に関する「基本方針」の策定

中小企業が行う事前対策の内容や中小企業を取り巻く関係者に期待される協力を規定した基本方針を策定します。

(2) 中小企業の事業継続力強化に関する計画を認定し、支援措置を講ずる

中小企業者が単独で行う「事業継続力強化計画」や複数の中小企業が連携して行う「連携事業継続力強化計画」を経済産業大臣が認定する制度を創設し、認定事業者に対し、信用保証枠の追加、低利融資、防災・減災設備への税制優遇、補助金の優先採択等の支援措置を講じます。

(3) 商工会・商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化の支援

商工会又は商工会議所が市町村（特別区含む）と共同して行う、小規模事業者の事業継続力強化に係る支援事業（普及啓発、指導助言、復旧支援等）に関する計画を都道府県が認定する制度を創設します。

これらに要する経費について地方交付税措置を講ずることとしており、地方における小規模事業者支援を推進します。

2. 中小企業の経営の承継の円滑化

個人事業者の土地、建物、機械・器具備品等の承継に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」の創設が平成31年度税制改正大綱に盛り込まれたことを踏まえ、新税制の効果が十分に発揮されるよう、遺留分に関する民法特例の対象を個人事業者に拡大します。

3. その他(関係者の関与による基盤強化等)

一定の要件を満たす中小企業者等が社外高度人材（プログラマー・エンジニア、弁護士・税理士・会計士等）を活用して新事業分野を開拓する計画の認定制度を創設し、認定を受けた者に対し、金融支援・税制支援（ストックオプション税制の対象に、計画に従って活用する社外高度人材を追加）を講じます。

小規模事業者の経営発達に係る支援事業について、商工会・商工会議所と市町村（特別区含む）が共同で計画を作成するとともに、認定の際に都道府県知事の意見を聴くものとします。

また、これらに関する情報提供、相談対応等を、新たに（独）中小機構の業務に追加するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正します。

中小企業・小規模事業者政策の現状

- 北海道における小規模事業者は、全企業数の84.9%を占め、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在。
- 経済産業省では、小規模企業振興基本法に小規模事業者の事業の持続的発展を基本原則として位置付けるとともに、小規模事業者支援法によって、経営発達支援を商工会・商工会議所の役割として規定。

※小規模事業者とは、従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の企業・個人事業主

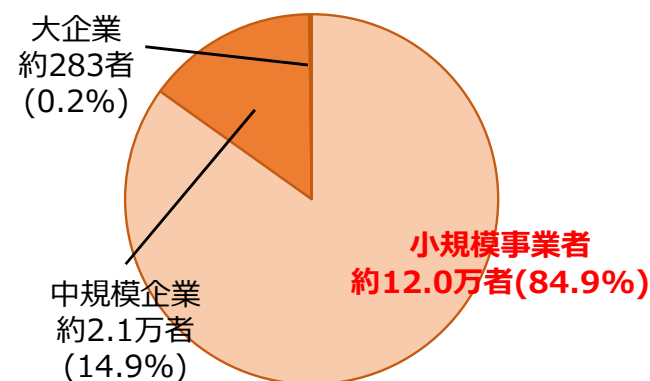
北海道の中小企業・小規模事業者数

北海道における小規模事業者は全企業の84.9%

(者)

	中小企業	うち 中規模企業	うち 小規模事業者	大企業	合計
北海道	141,386	21,087	120,299	283	141,669
全国	3,578,176	529,786	3,048,390	11,157	3,589,333

※2016年6月現在



中小企業・小規模事業者政策の変遷

昭和38年 中小企業基本法制定 ⇒ 大企業と中小企業の格差是正（二重構造論）

平成11年 中小企業基本法改正 ⇒ やる気と能力のある中小企業の支援

平成25年 小規模企業活性化法（中小企業基本法再改正） ⇒ 小規模企業の意義を明確化

平成26年 **小規模企業振興基本法制定** ⇒ 小規模企業振興の基本的枠組みを構築、「事業の持続的発展」を基本原則として位置づけ

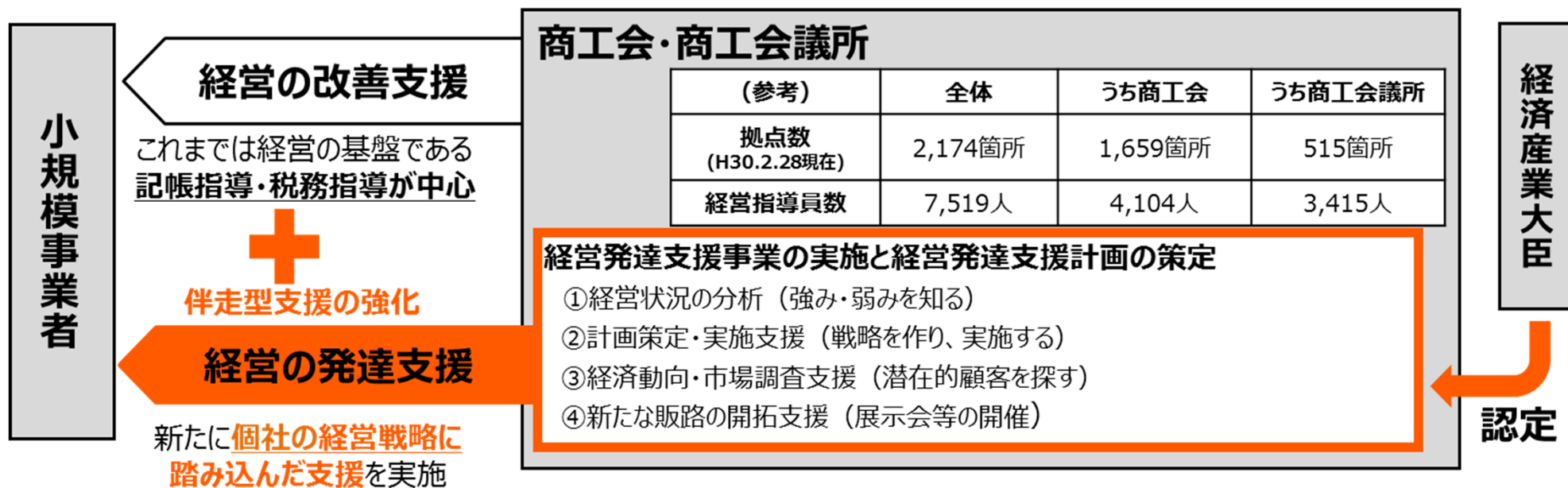
小規模事業者支援法の改正 ⇒ 従来の「経営改善指導」に加え、「**経営発達支援**」も**商工会・商工会議所の役割**へ

平成27年7月：「**経営発達支援計画**」の認定開始 平成27年度当初予算：「伴走型小規模事業者支援推進事業補助金」を創設

平成31年2月：小規模事業者支援法改正案の閣議決定 ⇒ **商工会・商工会議所と自治体との連携を強化**

小規模事業者支援法における経営発達支援計画

- 経済産業省では、商工会・商工会議所の役割として、個社の経営戦略に踏み込んだ伴走型支援を実施する「**経営発達支援事業**」を小規模事業者支援法に位置づけ、**商工会・商工会議所が策定する「経営発達支援計画」を国が認定**する制度を措置するとともに、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金を通して小規模事業者を支援。



伴走型小規模事業者支援推進事業補助金の概要

小規模事業者支援法に基づく商工会・商工会議所の伴走型支援を推進するため、**認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき商工会・商工会議所が実施する取組に要する費用を支援。**

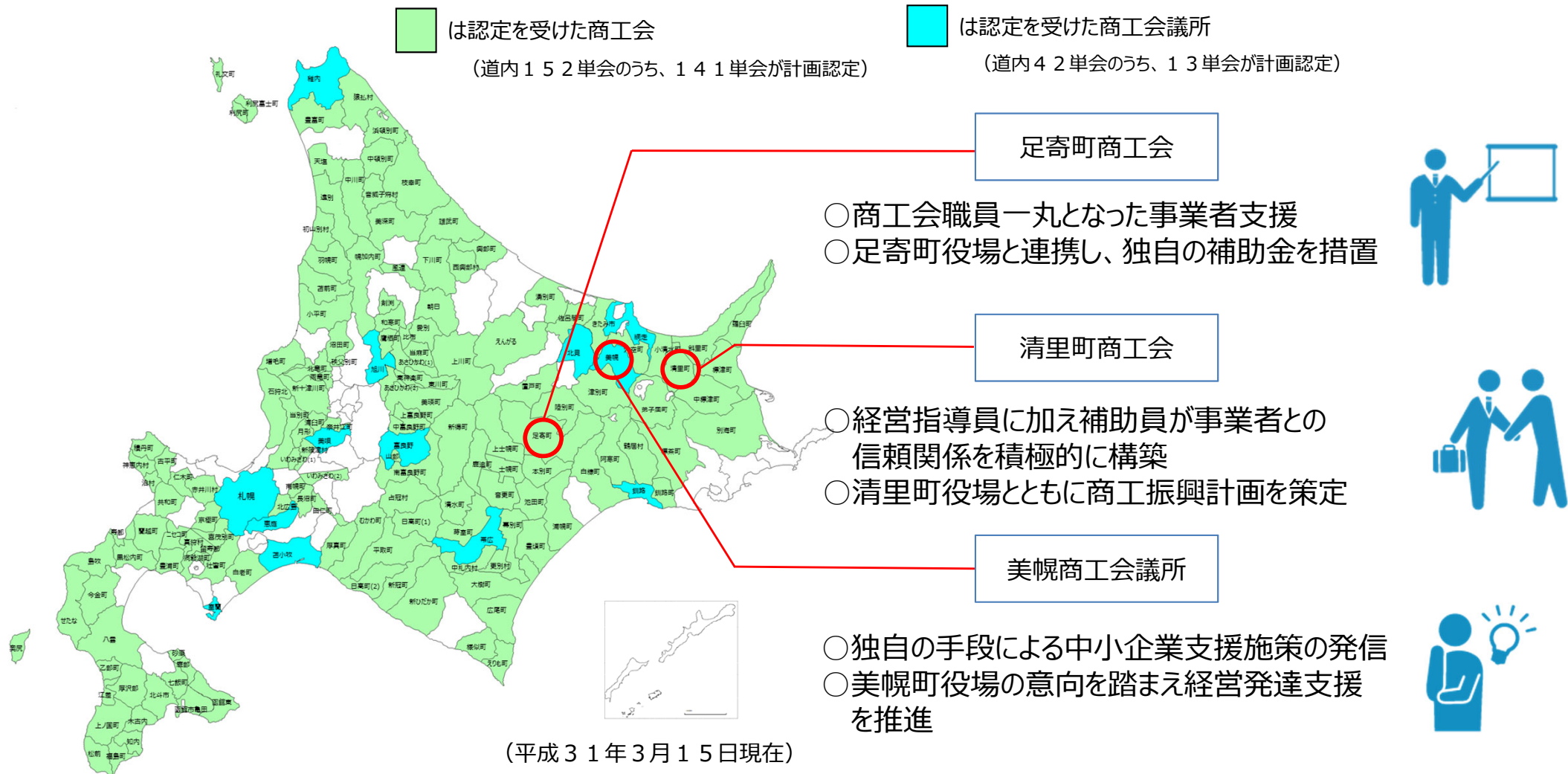
補助上限：700万円 補助率：定額

【スキーム図】



道内商工会・商工会議所における「伴走型支援」の取組

- 北海道内の194商工会・商工会議所のうち、これまで154商工会・商工会議所（79.4%）が経営発達支援計画の認定を受け、「伴走型支援（事業者目線に立ち常に寄り添っていく支援）」を実施。
- 北海道経済産業局では、計画認定先のうち、自治体と連携し、伴走型の経営戦略に踏み込んだ小規模事業者支援を展開する2商工会・1商工会議所の事例をまとめた。



足寄町商工会の取組

- 足寄町商工会では、職員全員がチームを組み、事業者支援を実施することで、従来の6倍の相談に対応できる体制を構築。
- 足寄町役場でも、独自に小規模事業者向け補助金を創設するなど、商工会との連携を強化。

足寄町商工会の取り組み

商工会職員一丸となった事業者支援

- 経営発達支援は経営指導員が担当することが多い中、足寄町商工会では、経営指導員だけではなく、**補助員、記帳専任職員などを含めた商工会職員全員で取り組んでいる。**
- 経営発達支援計画の認定をきっかけに、**チームで支援する仕組みを構築。**2人1組でのOJTや、均一なヒアリングのための質問リストなどを活用し、情報を全員で共有することで、**6倍の相談対応が可能**に。
- 職員全員が支援に関与することによって、これまで対応しきれなかった相談にも時間と手間をかけてしっかりと支援。

足寄町役場と連携し、独自の補助金を措置

- 足寄町商工会では、足寄町役場と連携した小規模事業者支援を実施。
- 小規模企業振興基本条例の制定をきっかけとして、**小規模振興事業補助金（補助上限50万円、補助率1/2の補助金）を措置。**汎用品の購入も対象であるため、その他の補助金と併せて積極的な支援に活用。

足寄町商工会の概要

設立：昭和35年12月 (平成31年3月31日現在)
住所：北海道足寄郡足寄町南1条3丁目
TEL：0156-25-2236
職員数：6名（事務局長、経営指導員2名、補助員1名、記帳専任職員1名、帳指指導職員1名）
管内小規模事業者数：223事業者 ※平成28年6月現在
経営発達支援計画の実施期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日



足寄町商工会の皆様（写真左から佐々木事務局長、前崎経営指導員、大久保経営指導員、山川補助員、裏南記帳専任職員）

足寄町商工会の支援事例

- 横浜市から足寄町に移住し、「Guest House ぎまんち」を創業した儀間さん夫妻に対し、創業に関するアドバイスや札幌の大学生によるワークショップの開催など、積極的な伴走型支援を実施。
- 足寄町の補助金により、ノートパソコンや薪小屋等を整備したほか、不安を抱える初めての確定申告なども支援。

Guest House ぎまんち について

狩猟のために横浜から足寄に移住 “ゲストハウス、始めました！”

- 「**Guest House ぎまんち**」は、狩猟への興味をきっかけとして、横浜市から足寄町の地域おこし協力隊として着任した儀間雅真さんが、妻・美沙子さんとともに始めた民泊事業。北海道では珍しい伝統的な書院造の家屋で宿泊を体験できる。
- 移住後、商工会青年部による講演会への参加をきっかけに商工会に加入。移住者である儀間さん夫妻にとって**身近に相談できる青年部の繋がりは大きな支え**に。

Guest House ぎまんち の概要

名 称 : Guest House ぎまんち	住 所 : 北海道足寄郡足寄町西町2丁目4-7
電 話 : 080-4504-8641	料 金 : 3,000円~/泊 (素泊まりのみ)
備 考 : ハンターである儀間さん夫妻が山菜取り、釣り、狩猟など宿泊客の希望に応じたサービスを提供。今後は、体験型サービスなどにも力を入れていく予定。	



Guest House ぎまんちの前で（写真左から足寄町商工会 前崎経営指導員、Guest House ぎまんち 儀間美沙子さん）

足寄町商工会による伴走型支援

創業から初めての確定申告・補助金活用まで一貫支援

- サラリーマンだったため、開業や確定申告など何もわからなかった儀間さん夫妻に対し、**開業の手続きや方法等のアドバイス**を行うほか、**初めてで不安を抱える確定申告などにも寄り添って支援**。
- 初めての補助金活用も支援**。小規模振興事業補助金の活用を提案して申請を手伝い、ノートパソコンや薪小屋、防犯用カメラ等を整備。
- 宿泊者目線でゲストハウスの改善点を洗い出すため、**札幌の大学生をモニターとしたワークショップを開催**。学生からの意見を反映することで、より良い宿泊環境を整備し、今後の事業展開に寄与。

清里町商工会の取組

- 清里町商工会では、経営指導員に加え、「補助員」が積極的に小規模事業者に寄り添った伴走型支援を実施。
- 清里町役場とも連携し、清里町商工振興計画を策定。今後、本計画に基づき、商工業者支援の充実を図る。

清里町商工会の取り組み

経営指導員に加え「補助員」が事業者との信頼関係を構築

- 清里町商工会では、経営指導員に加え、**「補助員」が小規模事業者への寄り添った経営支援などを積極的に実施。**
- **積極的な巡回指導**を通じて、管内小規模事業者の日々抱える経営課題や問題意識を把握し、迅速な経営支援や適切な中小企業支援施策の紹介などを行っている。

清里町役場とともに商工振興計画を策定

- 清里町商工会は、経営発達支援計画の積極的な推進とともに、清里町役場が設置する**商工振興計画策定委員会（委員長：商工会長）に参画し、平成31年2月に清里町商工振興計画を策定。**
- 事業者へのアンケート調査で**商工業者の実態等を把握**し、商工振興計画の内容に反映。今後、経営発達支援計画の推進とともに商工業の振興を図る。
- 計画の策定よりも策定後の取り組みが重要であることから、清里町役場では、今後とも商工会と連携して進めていく意向。小規模事業者の振興に関する条例の策定についても、今後要検討。



清里町役場の皆様と（写真左から清里町 本松企画政策課長、永野主幹、清里町商工会 見年補助員）

清里町商工会の概要

設 立：昭和35年11月 住 所：北海道斜里郡清里町水元町12番地 T E L：0152-25-2628 （平成31年3月31日現在）
職員数：5名（事務局長、経営指導員1名、補助員1名、記帳専任職員1名、一般職員1名）
管内小規模事業者数：95事業者 ※平成28年6月現在 経営発達支援計画の実施期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日

清里町商工会の支援事例

- 農家でありながら、「ファーマーズキッチン TOKO-TOKO」を営む柳谷さん夫妻と信頼関係を構築し、事業者に寄り添った経営支援により、販路開拓に寄与するなど伴走型支援を実施。
- 農家が営む飲食店の人気などによって、清里町内での創業が増加傾向に。

ファーマーズキッチン TOKO-TOKO について

食と農業を通じて、清里町を発信

- **「ファーマーズキッチン TOKO-TOKO」**は、柳谷克彦さんが妻・亜紀子さんとともに、農業を営みながら食の提供も行う飲食店。畑で作った玉ねぎなどを使った肉まん「玉ちゃんまん」をはじめ、自家製野菜たっぷりのランチのほか、じゃがいも焼酎の風味を活かした「焼酎けーき」などを販売。
- 農家である柳谷さん夫妻が、「食を通じて清里町を発信したい」と商工会に相談したことをきっかけにして、**商工会が心強いパートナー**に。

ファーマーズキッチン TOKO-TOKO の概要

名 称：ファーマーズキッチン TOKO-TOKO 住 所：北海道斜里郡清里町羽衣町42番地 電 話：0152-25-7095 定休日：月・火・水
営業時間：11:00-18:00 (ランチ 11:00-15:00) URL：<https://www.facebook.com/Farmers-Kitchen-Toko-Toko-302363926541680/>

清里町商工会による伴走型支援

信頼関係をつくり、頼られる存在に

- **日々のコミュニケーションによって、柳谷さん夫婦の経営課題や問題意識などを把握**し、適切な経営支援や、補助金などの中小企業支援施策を提案。
- **物産会への出展によって販路開拓を支援**。食を通じた清里町の発信を考えていた柳谷さんに、南富良野町での物産会への出展を提案。販路開拓に繋がった。
- 蒸しパンなどのスイーツを温める設備の導入に対して小規模事業者持続化補助金の活用を提案。**申請書の作成から事業実施に至るまでサポート**。
- 農家が営む飲食店の人気などがきっかけとなり、他の農家からやりたいことを声として聞くようになったほか、町内での創業が少しずつ増えている。



ファーマーズキッチン TOKO-TOKO (写真左から清里町商工会 見年補助員、
ファーマーズキッチン TOKO-TOKO 柳谷亜紀子さん、柳谷克彦さん)

美幌商工会議所の取組

- 美幌商工会議所では、会頭の強いリーダーシップの下、独自に「補助金・助成金一覧ガイドブック」を作成するなど、管内事業者に対して中小企業支援施策を積極的に情報発信。
- 美幌町役場も経営発達支援計画の評価委員会に参画するなど積極的に事業者を支援。町内の起業も多い。

美幌商工会議所の取り組み

独自の手段による中小企業支援施策の発信

- 美幌商工会議所では、中小企業支援施策の活用を促すため、**独自に「補助金・助成金一覧ガイドブック」を作成**し、積極的な情報発信によって、管内事業者に必要な情報をいち早く届けている。
- 地元金融機関や商工会議所役員などで構成する「地域経済活性化プロジェクト特別委員会」を新たに設置。関係者の意識共有を図った。
- 「**より多くの事業者を積極的に支援することが商工会議所の本分**」、「国、北海道をはじめとして多くの補助金や支援施策があるものの、まだまだ管内の事業者から認知されていない」という強い問題意識が発端に。

美幌町役場の意向を踏まえ経営発達支援を推進

- 経営発達支援事業の進捗状況等を評価する委員会には、美幌町役場も参画。**町役場の意見などを踏まえた伴走型の小規模事業者支援を展開**。
- 美幌町役場では、起業に対する補助制度や融資制度を措置**し、町内の商工業を積極的に支援。このため、美幌町は、人口規模に比して起業が多い。

美幌商工会議所の概要

設立：昭和28年10月 (平成31年3月31日現在)
住所：北海道網走郡美幌町字仲町1丁目44番地 TEL：0152-73-5251
職員数：5名（専務理事、経営指導員2名、補助員1名、一般職員1名）
管内小規模事業者数：516事業者 ※平成28年6月現在
経営発達支援計画の実施期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日



補助金・助成金一覧ガイドブック（美幌商工会議所）

美幌商工会議所の支援事例

- 美幌町で製麺業を営む「株式会社マルワ製麺」に対し、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金を活用して、展示販売会への出展支援を行うなど、事業者ニーズに応じた伴走型支援を実施。
- 展示会の出展がきっかけとなり、複数の道外企業との新たな受注契約締結に結びつくなど、大きな成果。

株式会社マルワ製麺 について

麺作りを通して豊かな食文化の創造に寄与

- 「**（株）マルワ製麺**」は、昭和39年に創業し、様々な麺類の製造・販売を行うほか、業務用として地元スーパーや学校給食などに卸売も行う。生産者との繋がりを持ち、製造から販売までを一貫して手掛け、大手企業では受けられない、小ロットで小回りの利く柔軟な受注などに対応。
- 六次産業化・地産地消法の認定をきっかけに、中小企業診断士など第三者による助言の重要性を認識。自社を見つめ直し、新たな事業展開を進めるタイミングで、**展示会出展の案内を受けたことから商工会議所の支援を受ける**ことに。

株式会社マルワ製麺 の概要

名 称：株式会社マルワ製麺 住 所：北海道網走郡美幌町字大通南5丁目5番地
電 話：01527-3-3371 事業内容：麺類製造卸、ギフト・土産商品販売等
URL：<http://www.maruwaseimen.co.jp/>

美幌商工会議所による伴走型支援

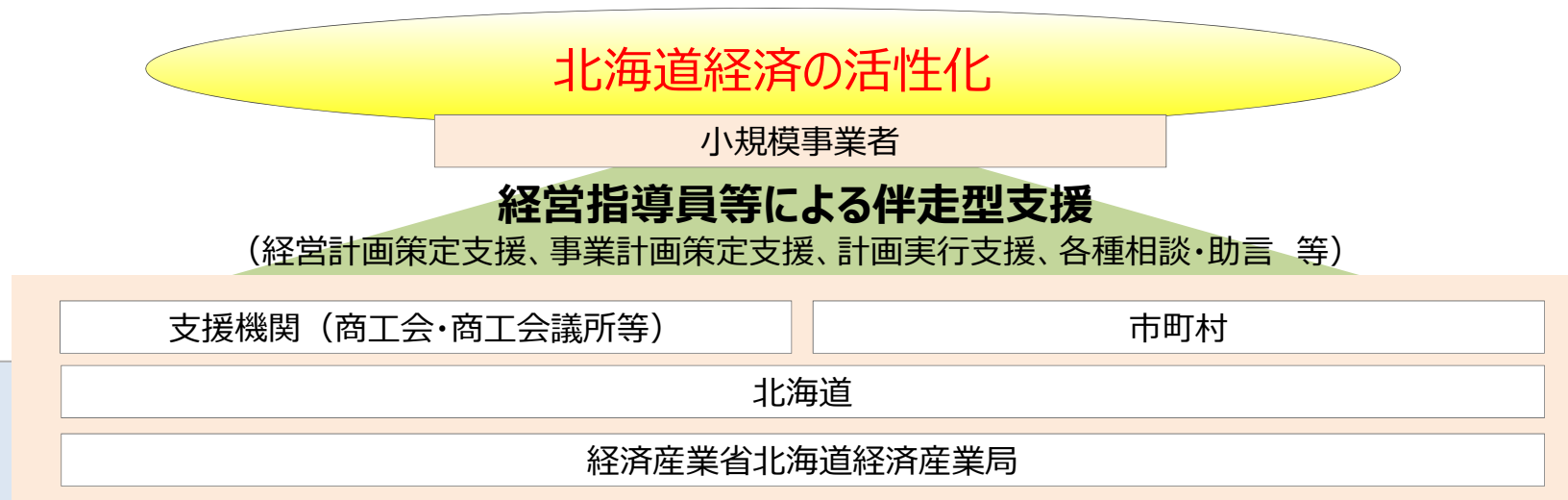
販路開拓支援で新たな受注契約を締結

- 国内最大級のパーソナルギフトと生活雑貨の国際展示会・東京インターナショナル・ギフト・ショーへの出展を、伴走型補助金を用いて支援。**経費の補助だけでなく、展示会に同行して必要な情報を提供**するなど、事業者に寄り添った伴走型の支援を実施。
- （株）マルワ製麺は展示会に出展したことをきっかけに、**道外企業数社との受注契約を新たに締結**するなど、販路開拓に寄与。
- 「第三者の目線は重要。**小規模事業者ほど日々業務に追われているため、他者の力を借りることも大切**」、「今後も、商工会議所の支援を受けたい」と氏家専務取締役。



今後の取組について

- 経済産業省北海道経済産業局では、商工会・商工会議所と自治体との連携を強化するため、全道7ブロックで北海道・市町村・商工団体との意見交換を実施。
- 地域課題への対応や効果的な小規模事業者の支援に関する連携強化を図ることにより、地域ぐるみで総力を挙げた支援を推進する。



小規模事業者支援施策に関する4者（北海道経済産業局・北海道・市町村・商工団体）意見交換会

<次第>

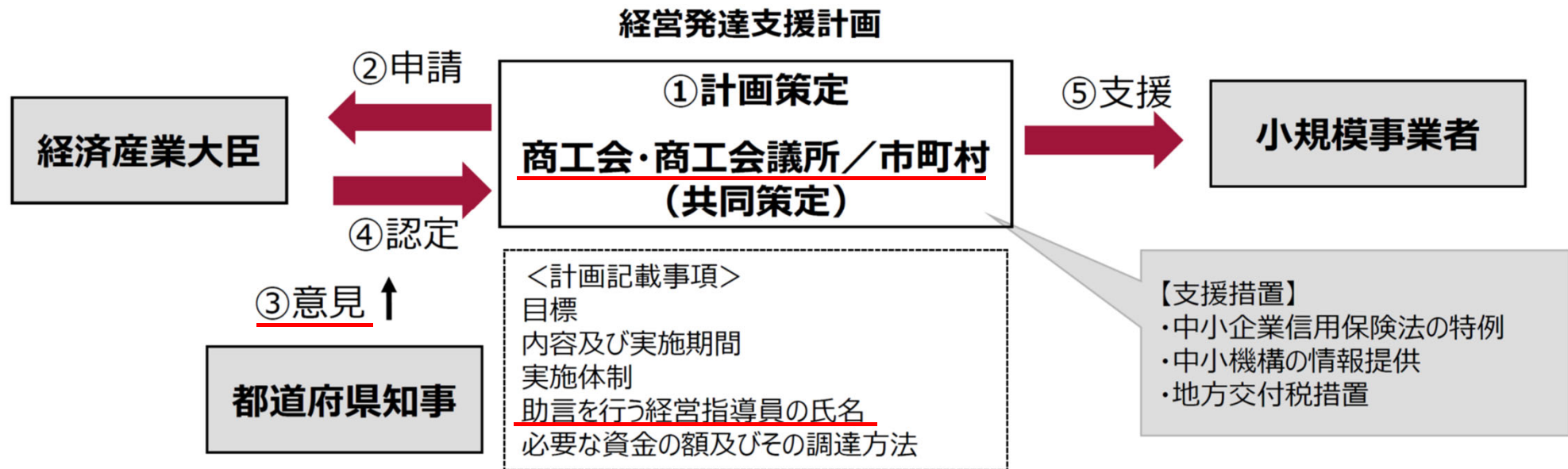
- (1) 小規模事業者支援法の改正案概要について
- (2) 小規模事業者支援に関する取組事例
- (3) 最近の中小企業・小規模事業者支援施策について
- (4) 意見交換

- 道東ブロック
・2019年6月25日13時30分～
・釧路市生涯学習センター
- 空知・石狩ブロック
・2019年7月2日13時30分～
・札幌第一合同庁舎6階第一会議室
- オホーツクブロック
・2019年7月8日13時30分～
・オホーツク総合振興局 会議室
- 道南ブロック
・2019年7月26日10時00分～
・渡島総合振興局 会議室
- 道北ブロック
・2019年7月1日13時30分～
・上川総合振興局 会議室
- 十勝ブロック
・2019年7月5日13時30分～
・十勝総合振興局 会議室
- 後志・胆振・日高ブロック
・2019年7月10日13時30分～
・札幌第一合同庁舎6階第一会議室

(参考) 経営発達支援計画の見直し (小規模事業者支援法の改正案)

- 今後は地域課題への対応や効果的な支援実施の観点から、商工会・商工会議所が市町村と共同して策定し、都道府県も意見を言えるスキームに見直し。

経営発達支援のスキーム



事業内容記載イメージ

※事業計画策定後の実施支援に「成果目標」、経営発達支援事業の実施体制に「市町村との連携体制」を追加予定

- ① 地域課題の分析 (市町村と共同)
- ② 経営状況の分析 (強み、弱みを知る)
- ③ 事業計画作成・実施支援 (戦略を作り、実施する)
- ④ 経済動向・市場調査支援 (潜在的顧客を探す)
- ⑤ 新たな販路開拓支援 (展示会・商談会等の開催)